

第 6 章 地 盤 沈 下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある一等水準点で昭和40年から45年までに138cmの沈下が観測された。

また、環境庁は昭和46年度に地盤沈下メカニズム研究会に全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査がなされた。

県では、これを契機として昭和48年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和49年度鳥取市に水準点5点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、その後も、昭51、52、53年度に、県 国土地理院共同で、昭和54、55年度は県単独で、鳥取市内の水準測量を実施した。

昭和55年度（S 54 7～55 7）の1年間の地盤沈下状況は、昭和49年から測量を実施している地点では、最大が田園町三丁目〔国道29号線喫茶「あどあ」前 水準点番号029-119〕の3.80cmで、南に行くにしたがって、西町五丁目〔国道29号線大平ヒル前 水準点番号029-118〕で1.20cm、寿町〔西中 水準点番号(1)〕で1.09cmと沈下量は大幅に減少し、本町一丁目〔遷喬小水準点番号1067〕では0.62cm、行徳〔慈眼寺 水準点番号(3)〕では0.48cm、吉方温泉町一丁目〔日進小 水準点番号(2)〕では0.15cmとわずかになっている。

昭和53年度に水準点を設置し、測量を開始した田園町四丁目〔建設省鳥取工事事務所 水準点番号(建)〕では、昭和55年度（S 54 7～55.7）1年間に53.8cmの沈下が観測された。

各水準点の昭和55年度の沈下量と、昭和49～55年度の年平均沈下量を比較すると、田園町三丁目〔国道29号線喫茶「あどあ」前 水準点番号029-119〕で増加しているが他の地点ではいずれも減少している。

全体的にみると、鳥取市市街地の北部では、同程度の地盤沈下が継続しているが南下するにしたがって、沈下は鈍化の傾向にあるといえる。

鳥取平野は、千代川の流域に発達した沖積平野で、層厚50m程度の洪積層と、層厚30m程度の沖積層が発達し、いわゆる軟弱地層となっている。

地盤沈下の原因については、沖積層の粘土層、特に軟弱な上部粘土層（層厚5～10m程度）の圧密によるものと想定されるが、地質の状況、地下水利用及び都市化の進行状況等により地区によって沈下量に差が見られるものと思われる。

図13 鳥取市の地盤沈下等量線図



凡例

— 等量線
 ■ 水準点

昭和54年7月~昭和55年7月の沈下等量線

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドミウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1ppm以上、銅については土壌中の含有量が125ppm以上のものをそれぞれ被害があるとされてきた。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になったものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

岩美鉱山 明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウムの人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）が認められたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドミウム1ppm以上の玄米は認められなかった。また、土壌については米の収量に影響があると判断される125ppm以上の銅を含有していた土壌が90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和47～54年度に事業費247,529千円で鉱水処理施設、沈殿物堆積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事等を行った。また、昭和55年度は、事業費133,162千円で第5及び第6沈殿物堆積場鉱害防止工事、並びに坑廃水処理施設整備工事を行うと共に、旧第2捨石たい積場かん止場安全調査を行った。

百山鉱山 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドミウム0.4ppm以上）が認められたものが2検体あった。土壌では銅125ppm以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策としては百谷鉱業協会は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地82地点について土壌、農作物並びに県内魚介類11検体、県外魚介類19検体について魚介類調査を行った。その結果は表74～75のとおりである。

1. 土壌、農産物調査

小田川流域の水田146ヘクタール82地点について、土壌中の重金属及び玄米中の重金属含有量を細密調査した。

その結果についてみると、土壌中の銅は48地点平均114ppmで、うち「農用地の土壌汚染防止に関する法律」に定める農用地（田に限る。）土壌汚染対策地域の指定要件である銅125ppmを超える地点は18地点あった。

また、カドミウムについては、48地点平均で0.68ppmであった。玄米中のカドミウム含有量は8地点平均で0.22ppmであり、玄米のカドミウム基準値1ppmを上回るものはなかった。

表94 水田土壌及び玄米中の重金属調査結果

(単位：mg/kg)

地 区	土 壌					玄 米		
	調査結果	カドミウム		銅		調査結果	カドミウム	
		最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値		最小値～最大値	平均値
岩美町 大字荒金	9	0.57～1.47	0.96	16.5～38.28	110.8	3	0.20～0.90	0.48
〃 院内	9	0.47～0.81	0.64	9.8～28.48	103.9	2	0.09～0.20	0.15
〃 長郷	6	0.39～0.69	0.55	89.7～231.8	140.4	3	0.24～0.63	0.41
〃 高住	8	0.44～0.70	0.52	27.1～30.47	119.3	3	0.23～0.27	0.25
〃 岩常	12	0.41～0.86	0.64	6.8～24.88	118.9	11	0.04～0.39	0.17
〃 河崎	4	0.78～0.85	0.81	36.6～134.3	79.4	8	0.07～0.70	0.21
〃 太田						8	0.08～0.28	0.14
合 計	48		0.68		114.0	38		0.22

(注) 昭和55年度農業改良課調査

2. 魚介類調査

県内産魚介類11検体、県外産魚介類19検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(昭和48年7月23日厚生省暫定的規制)総水銀0.4ppmを下回っている。

表95 魚 介 類 調 査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	11	11	0	ppm 0.07	ppm ND	ppm 0.02	暫定的規制値
県外水揚魚介類	19	19	0	0.13	ND	0.04	総水銀0.4ppm
計	30	30	0				

(注) 昭和54年度県衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品43検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和17年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表96 食品PCB汚染調査

種 類 別		総 検 体 数	検 出 値			暫定的 規制値 ppm	適	不 適	備 考	
			最高値 ppm	最低値 ppm	平均値 ppm					
魚 介 類	県内水揚	遠洋沖合魚介類	7	0.02	ND	0.01以下	0.5	7	0	遠洋 とびうお、しいら、さば、いわし、かれい、すけそうたら、ズワイカー 内海：たちうお、このしろ、いさぎ、あじ、かわはぎ、はまち、しろいか、きんふぐ、あかはた、のどぐろ、あまたい、へいけだい、あながしろ、あまさぎ
		内海内湾 //	4	0.18	ND	0.06	3	4	0	
	県外水揚	遠洋沖合 //	13	0.15	ND	0.03	0.5	13	0	
		内海内湾 //	6	0.18	ND	0.03	3	6	0	
		計	30	—	—	—	—	30	0	
		牛 乳	5	ND	ND	ND	0.1	5	0	学校給食用牛乳
		乳 製 品	2	ND	ND	ND	1	2	0	バター、脱脂粉乳
		肉 種	3	ND	ND	ND	0.5	3	0	牛肉、豚肉、鶏肉
		卵 種	3	ND	ND	ND	0.2	3	0	鶏卵
		計	43	—	—	—	—	43	0	

（注） 昭和54年度県衛生課調査

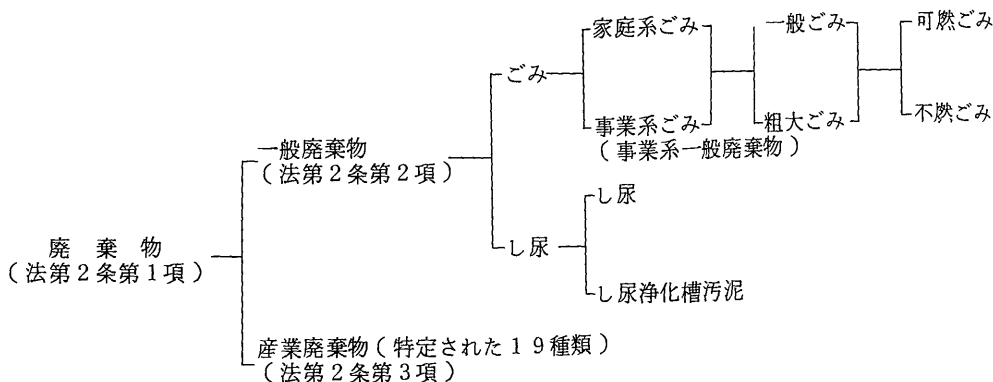
ND 検出されず（0.01未満）

第8章 廃棄物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種の廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあるが、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和45年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、翌年9月施行された。

廃棄物は、表97に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に帰属することとなるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業者の処理責任が明定されている。

表97 廃棄物の分類



第1節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第6条に定めるところにより、処理すべき区域を定め、当該区域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分を計画的に実施することになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには、処理施設を整備し、これらの施設において衛生的に処理する必要があるが施設の整備については、各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき国が定める計画のとり整備事業の推進が図られている。

昭和55年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制が整備されていない市町村はないが今後、排出量の増大及び施設の老朽化等に伴い各市町村においては、施設の新増設及び更新等、処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1. し尿処理

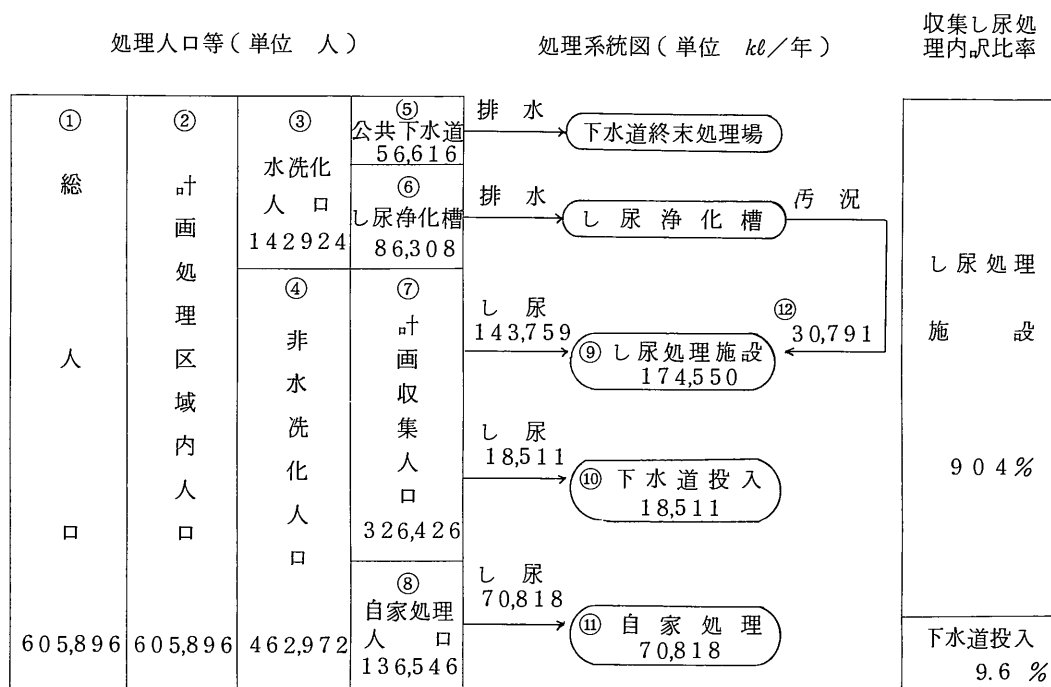
し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望まし

いが 下水道が普及していない地域においてはし尿浄化槽が普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、汲取便所であり、これらの汲取りし尿及び浄化槽汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和54年度におけるし尿の処理状況については、図14に示すとおりである。

し尿処理施設の整備状況等は表98に示すとおりであるが、処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新を関係市町村において検討する必要がある。

図14 し尿処理の状況(昭和54年度実績)



(人口ベース)

計画区域率 ②/①×100=100.0%

水洗化率 ③/①×100=23.6%

非水洗化率 ④/①×100=76.4%

計画収集率A ⑦/①×100=53.9%

自家処理率A ⑧/①×100=22.5%

公共下水道水洗化率 ⑤/①×100=9.3%

し尿浄化槽水洗化率 ⑥/①×100=14.3%

計画収集率B ⑦/④×100=70.5%

自家処理率B ⑧/④×100=29.5%

1人1日当たりし尿収集量

$(⑨+⑩-⑫) \times 10^3 \div ⑦ \div 365 = 1.36 \text{ } l/人 \cdot \text{日}$

1人1日当たりし尿浄化槽汚泥収集量

$⑫ \times 10^3 \div ⑧ \div 365 = 0.98 \text{ } l/人 \cdot \text{日}$

1人1日当たりし尿排出量

$(⑨+⑩+⑪-⑫) \times 10^3 \div ④ \div 365 = 1.38 \text{ } l/人 \cdot \text{日}$

表98 し尿処理施設の整備状況

(昭和55年3月末現在)

設置主体名	施設の名 称	施設の所在地	A 施設の 規 模 (kl/日)	処理方式	稼働 開始 年月	B 昭和54 年度中の 年間処理 実績 (kl/年)	B	残渣 量 (t/年)	備 考
							A×365		
東部行域行政 管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消 化	46.11	47,009	0.76	157	
中部広域行政 管理組合	日の宮 浄苑苑	倉吉市小田字日の 宮3番地	120	嫌気性 消 化	40.7	42,400	0.97	4,594	
米子市ほか 9か町村衛生 施設組合	米子市 浄化場	米子市安倍 214番地	56	嫌気性消 化+(散 水ろ床法)	39.1	12,011	0.59	46	
			120	好気性 消 化	49.12	31,852	0.73	122	
	白 浜 浄化場	西伯郡淀江町中間 856番地	80	〃	42.4	22,445	0.77	328	
境 港 市	境 港 市 浄化場	境港市小篠津町無 番地	56	嫌気性 消 化	39.4	14,885	0.73	200	
日南町・江 府町・日南 町衛生施設 組	清化園	日野郡江府町大字 佐川2番地	14	一段活性 汚 さい	40.4	3,948	0.77	65	
計			616			174,550	0.78	5,512	

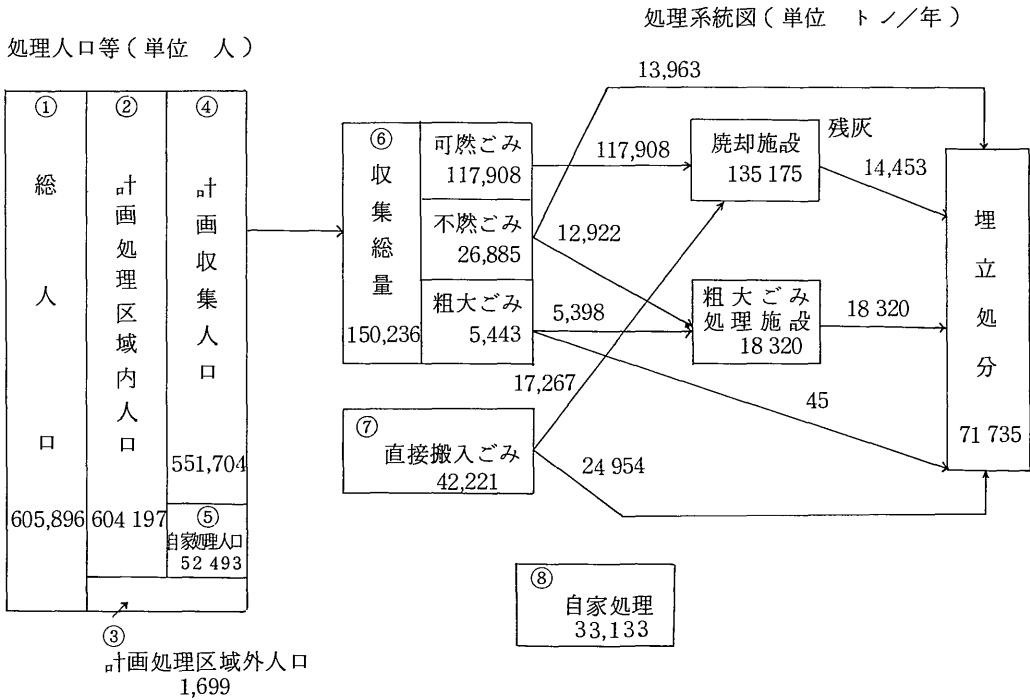
2. ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、量的には増大傾向から横ばいの傾向に転じているが、質的にはなお多様化の傾向をたどっており、市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定のものについて、収集・運搬、処理、処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

昭和54年度におけるごみ処理の状況は、図15及び図16のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の66.6%、事業系一般廃棄物等直接搬入量は18.7%、自家処理量は14.7%である。

なお、ごみ処理施設整備状況は、表99、表100のとおりである。

図15 ごみ処理の状況(昭和54年度実績)



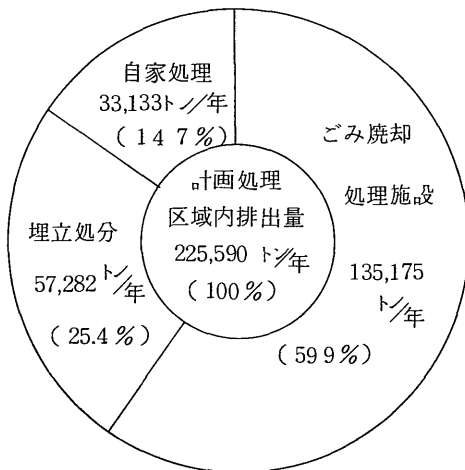
計画収集区域率 $\frac{②}{①} \times 100 = 99.7\%$

計画収集率 $\frac{④}{①} \times 100 = 91.1\%$

1人1日当たりごみ排出量 A $\frac{⑥ \times 10^6}{④} = 365 = 746 \text{ g/人日}$

1人1日当たりごみ排出量 B $(⑥ + ⑦ + ⑧) \times 10^6 \div ② = 1,023 \text{ g/人日}$

図16 計画処理区域内におけるごみ処理の状況



(注) 埋立処分には、残灰は含まない。

表9 9 ごみ処理施設(粗大ごみ処理施設を除く)整備状況

(昭和55年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 (t/日)	炉型式	稼 動 始 年 月	B 昭和54年 度中の年間 処理実績 (t/年)	稼動率 $\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$	残渣量 (t/年)	備考
鳥取市	神谷清掃工場	鳥取市西今在家227	180	連続燃焼式	49 11	39910	062	4390	
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益524・525	6	機械化パッチ式	46 12	1388	093	107	
岩美町	岩美町清掃工場	岩美町大字浦富字坊谷	30	"	53 6	2630	042	335	
福部村	福部浄苑	福部村大字中109	6	"	50 4	600	033	60	
河原町	河原町 ごみ処理場	河原町大字郷原434-2	5	固定パッチ式	46 4	440	080	44	
			8	機械化パッチ式	52 4	1,551	065	159	
若桜町	若桜町管 塵芥処理場	若桜町大字浅井	10	"	51 5	1,298	044	96	
智頭町	智頭町 塵芥処理場	智頭町大字市瀬1643 2	8	固定パッチ式	44 6	1694	072	120	
八頭東部 衛生施設組合	組合立 ごみ処理場	船岡町大字水口142-2	20	機械化パッチ式	50 10	2685	046	219	
佐治用瀬 ごみ処理施設組合	"	佐治村大字葛谷字水工谷 478 2	6	"	48 7	1228	035	184	
気高郡衛生施設組合	"	気高町大字八束水字 ガガ谷	20	"	48 4	5620	094	504	
中部広域 行政管理組合	向山 清掃工場	倉吉市和田東町893	36	"	44 8	9511	097	1131	
	東伯 清掃工場	東伯町田越104	50	"	49 12	9960	073	996	
	赤碕分場	赤碕町露津514 2	5	"	45 3	877	060	62	
米子市	米子市管 塵芥処理場	米子市長砂町946-1	60	"	46 10	0	000	0	
			20	固定パッチ式	40 1	0	000	0	
米子市	米子市 清掃工場	米子市河崎3333	290	連続燃焼式	54 4	30968	039	3097	
境港市	境港市管 塵芥処理場	境港市福定町673	30	機械化パッチ式	41 4	6429	073	1237	
			20	"	48 4	4,286	073	826	
西伯町外2カ町 清掃施設管理組合	新宮谷 焼却場	西伯町大字法勝寺 字新宮谷22 1	7	"	47 5	1895	089	70	
日吉津村	日吉津村 塵芥処理場	日吉津村日吉津1866	3	固定パッチ式	44 2	534	060	5	
淀江町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字福岡字高尾谷	10	"	53 4	1734	076	205	

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 (t/日)	炉型式	稼働 開始 年月	B 昭和54年 度中の年間 処理実績 (t/年)	稼働率		残存量 (t/年)	備考
							$\frac{B}{A \times \text{稼働日数}}$	B		
大山町	大山町 塵芥処理場	大山町上万212	○	固定バッチ式	46 9	676	0.40	81		
名和町	名和町 塵芥処理場	名和町大字大塚877 2	○	機械化バッチ式	51 4	1354	0.88	88		
			3	固定バッチ式	44 4	417	0.76	43		
中山町	中山町 菅 塵芥処理場	中山町羽田井字中山原 1419 226	○	機械化バッチ式	49 7	1,622	1.05	100		
日野町	日野町 塵芥処理場	日野町異坂187	3	固定バッチ式	4○ 7	462	0.52	21		
			○	機械化バッチ式	○3 4	770	0.52	36		
日南町	日南町 ごみ焼却場	日南町生山450	7	〃	48 ○	1,532	1.07	43		
江府町	江府町 塵芥処理場	江府町江尾475	2	固定バッチ式	45 2	309	0.5	10		
			5	機械化バッチ式	54 4	1,236	0.80	40		
溝口町	溝口町 こみ処理場	溝口町上野カマ谷1101	2	固定バッチ式	4○ 4	0	0	0		
			7	〃	50 4	1559	0.73	144		
計			879					14453		

表100 粗大ごみ処理施設

(昭和55年3月末現在)

設置主体名	処理場名	方式	A 公称能力 (t/日)	稼働開始 年月	B 年間処理実 績(t/日)	計量	C 稼働日数	C		備考
								$\frac{C}{365}$	$\frac{B}{A \times C}$	
東部広域行政 管理組合	高草清掃工場	破 碎	150	47 8	4058	無	298	0.80	0.09	
中部広域 行政管理組合	向山清掃工場	圧縮・破碎 併	○0	48 4	4434	有	273	0.75	0.32	
西部広域行政 管理組合	中海処理場	圧縮・破碎 併	60	48 8	9828	有	273	0.75	0.60	
計					8320		延べ 平均	平均0.77	平均0	

3. 最終処分場

収集された廃棄物は、焼却、破碎等、物理的・化学的又は、生物学的な方法により減量、安定化され生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表 101 に示すとおりであるが、今後生活様式の変化等に伴いごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い新たな用地の確保を関係市町村においては検討してゆく必要がある。

表 101 ごみ埋立て処分地整備状況

(昭和55年3月末現在)

市町村名	埋立地名	所在地	埋立て開始年月	埋立て終了予定年月	面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	54年度埋立て実績 (t/年)	備考
鳥取市	晩稲不燃物処理場	鳥取市晩稲53	51 7	57 3	38000	95000	24200	18374	
東部広域行政管理組合	高草清掃工場	鳥取市里仁637-18	47 8	59 3	25000	255000	94406	20021	
岩美町	岩美町清掃工場灰捨場	岩美町大字恩志	53 9	62 8	950	5700	5168	335	
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益	46 12	60 3	950	3100	1692	1250	
福部村	福部村残渣処分地	福部村大字中	50 4	58 3	881	1762	1462	60	
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字戸井	47 4	57 3	5700	9600	2792	1097	
若桜町	若桜町営不燃物処理場	若桜町大字浅井	46 4	60 3	4000	20000	10090	897	
佐治用瀬ごみ処理施設組合	佐治・用瀬ごみ処理施設最終処分場	佐治村葛谷	53 4	54 7	200	600	360	160	
			54 8	64 7	200	600	450	30	
気高郡衛生施設組合	組合灰捨場	青谷町大字青谷	49 4	56 3	800	2400	400	505	
中部広域行政管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44 8	52 3	6000	17000	0	5565	
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49 12	60 3	10000	100000	88000	1058	
名和町	名和町焼却残渣埋立地	名和町西坪	50 6	57 3	700	600	180	118	
大山町	大山町不燃物処理場	大山町豊房	53 4	58 3	500	10000	8400	500	
日吉津村	日吉津村瀬浜埋立地	日吉津村日吉津	46 4	56 9	100	750	35	20	
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46 5	57 3	11,827	35481	7981	1616	
淀江町	佐陀不燃物処理場	淀江町大字佐陀字灘浜	51 4	60 3	892	3,570	2,231	205	
西部広域行政管理組合	米子市瓦園町沖	米子市瓦園町二丁目	47 11	62 3	235700	941,600	606,600	10000	
計									
					342400	1,502,763	854,447	61,811	

4. し尿浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴ない、便所の水洗化への動きは、とみに高まりし尿浄化槽の設置基数は急激に増加しており、昭和55年度末には、16 553基を数えている。

しかし、これらのし尿浄化槽は、必ずしも適切に維持管理等がなされているものばかりとは言えず、その放流水による公共の水域の水質の汚濁、悪臭の発生等が問題となることもあり、これらの維持管理について十分指導監督を強化してゆく必要がある。

し尿浄化槽の設置基数の推移及び保健所別設置基数は、それぞれ図17及び表102に示すとおりであるが激増する浄化槽の設計施工及び維持管理等を適正にさせ生活環境の保全上の支障とならないよう指導するため、昭和52年11月鳥取県し尿浄化槽指導要綱を策定施行し、市町村及び関係業界と相協力してこれに当たっているところである。

図17 し尿浄化槽設置基数の推移

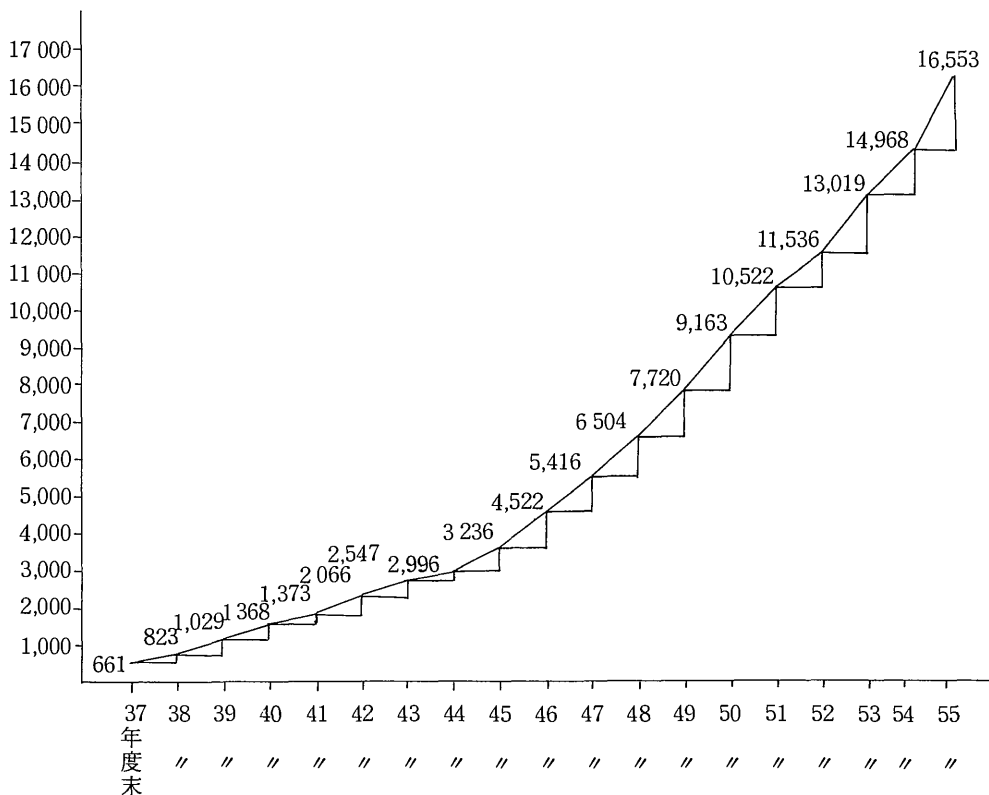


表102 保健所別し尿浄化槽設置基数

(昭和56年3月31日現在)

人槽	保健所						計
	鳥取	郡家	倉吉	米子	根雨		
～ 20	4,185	1,028	2,539	4,459	247		12,458
21～ 50	608	102	624	936	56		2,326
51～ 100	288	51	255	410	46		1,050
101～ 200	121	19	113	156	19		428
201～ 300	37	10	48	53	4		152
301～ 500	28	5	27	33	4		97
小計	5,267	1,215	3,606	6,047	376		16,511
501～1,000	14	2	3	16	1		36
1,001～2,000	2			2			4
2,001～3,000			1	1			2
小計	16	2	4	19	1		42
合計	5,283	1,217	3,610	6,066	377		16,553

第2節 産業廃棄物の現況

先年の生産活動の拡大と消費生活の向上により各種産業から発生する産業廃棄物の排出量は著しく増加し、また質的にも大きく変化している。

特に不燃物、難燃性等処理困難な廃棄物が増加する傾向にある。

これらの産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法は第一義的に排出事業者の処理責任を明確にし、事業者による産業廃棄物の自ら処理する義務を課している。

又、排出事業者は、当該業務について都道府県知事の許可等を得た業者に一定の条件のもとで委託することができることとされているが、本県における現状は、図18及び図19のとおりであり、事業者自ら自家処理又は、これら産業廃棄物処理業者により相当量のものが処理処分できるものと考えられる。

本県においては、早急に処理対策を講じさせる必要のある産業廃棄物6品目を取り上げこれらの処理処分等の方策について、昭和50年9月産業廃棄物処理計画実施指導方針を策定し、これに基づき関係業界を指導するため、各廃棄物毎に次の構成による専門部会を設置し、関係業界、排出者等に廃棄物の排出状況等の調査及び処理体制の整備等について検討させているところである。

専門部会の構成

廃油・古タイヤ関係

鳥取県経済連自動車燃料課、鳥取県自動車整備振興会、鳥取県石油商業組合、鳥取県自動車タイヤ商業組合、鳥取県バス協会、鳥取県トック協会、鳥取県乗用自動車協会、鳥取県自動車販売店協会、環境保全課

メッキスラジ・表面処理スラジ関係

鳥取三洋電機㈱本社、旭鍍金㈱、鳥取旭工業㈱、堀鍍金工業所、環境保全課（鳥取保健所 米子保健所）

廃プラスチック・家畜ふん尿関係

鳥取県経済連畜産課、同資材課、鳥取県農協中央会団地推進室、東伯町、大栄町、赤碕町、農政課、農業改良課、農蚕園芸課、畜産課、環境保全課（倉吉保健所）

建設廃材関係

（社）鳥取県建築士会、（社）鳥取県建設業協会、鳥取県建築連合会、鳥取県設計監理協会、鳥取県インテリア事業協同組合、鳥取県左官組合連合会、建設省鳥取工事事務所、管理課、建築課、営繕課、環境保全課

なお各専門部会において処理を検討している産業廃棄物の処理状況は、表 103のとおりである。

図 1 8 産業廃棄物処理業の許可の現況

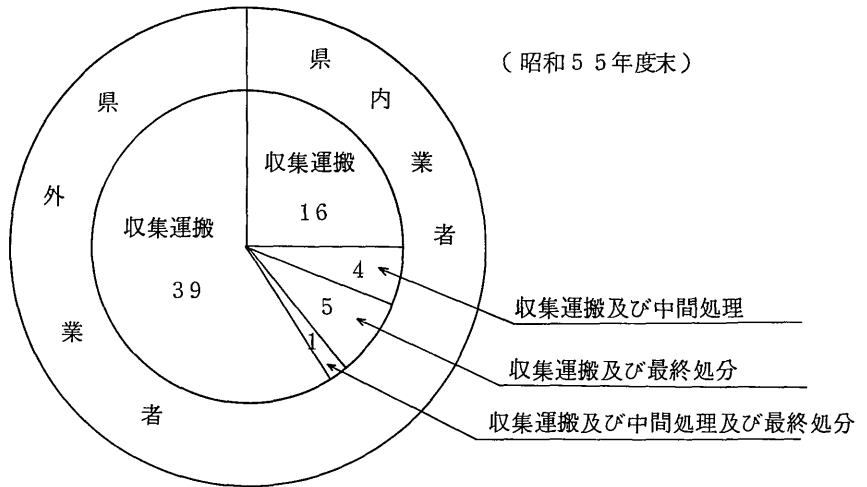
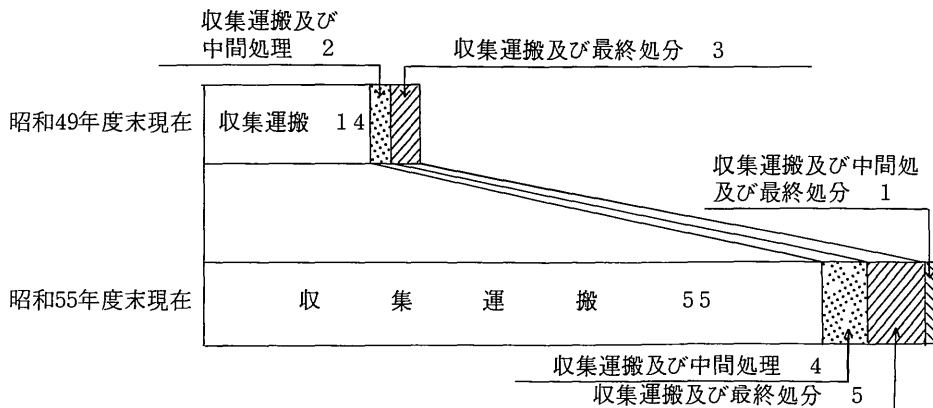


図 1 9 産業廃棄物処理業者の推移



鳥取県経済連自動車燃料課、鳥取県自動車整備振興会、鳥取県石油商業組合、鳥取県自動車タイヤ商業組合、鳥取県バス協会、鳥取県トラック協会、鳥取県乗用自動車協会、鳥取県自動車販売店協会、環境保全課

メッキスラッジ・表面処理スラッジ関係

鳥取三洋電機㈱本社、旭鍍金㈱、鳥取旭工業㈱、堀鍍金工業所、環境保全課（鳥取保健所 米子保健所）

廃プラスチック・家畜ふん尿関係

鳥取県経済連畜産課、同資材課、鳥取県農協中央会団地推進室、東伯町、大栄町、赤碓町、農政課、農業改良課、農蚕園芸課、畜産課、環境保全課（倉吉保健所）

建設廃材関係

（社）鳥取県建築士会、（社）鳥取県建設業協会、鳥取県建築連合会、鳥取県設計監理協会、鳥取県インテリア事業協同組合、鳥取県左官組合連合会、建設省鳥取工事事務所、管理課、建築課、営繕課、環境保全課

なお各専門部会において処理を検討している産業廃棄物の処理状況は、表 103のとおりである。

図 1 8 産業廃棄物処理業の許可の現況

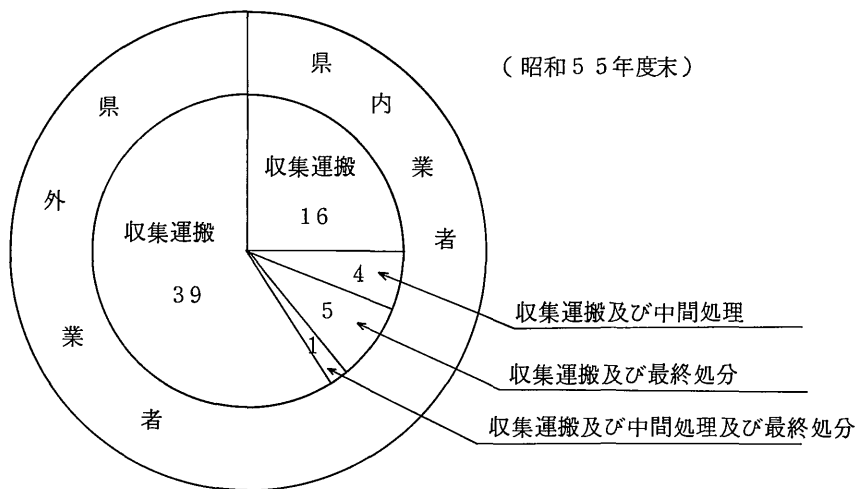


図 1 9 産業廃棄物処理業者の推移

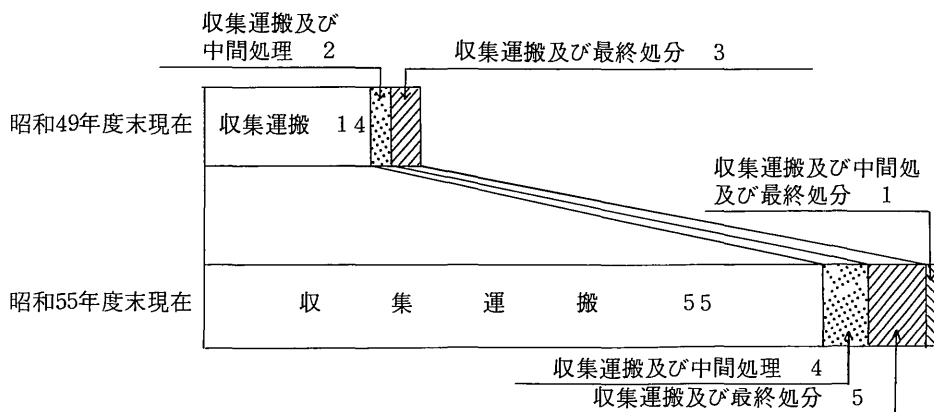


表103 産業廃棄物処理専門部会で処理を検討している産業廃棄物の処理の現況

単位 トン/月

	排出量	左 の 処 理 内 訳						備 考
		自己処理	業者委託	メーカー フィーフ 一等回収	市町村 処 理	売 却 渡	保管等	
メッキスラッジ 表面処理スラッジ	197	22	167	—	—	4	4	
廃 油	299	71	45	78	2	98	5	
古 タ イ ヤ	370	170	20	120	20	30	10	
建 設 廃 材	35586	35514	61	—	—	10	1	
廃プラスチック類 (農業用)	178	143	—	—	—	—	35	
家 畜 ふ ん 尿	63,900	12524	9138	—	—	29011	13227	
計	100,530	48444	9431	198	22	29153	13282	
		%	48.2	9.4	0.2	0.0	29.0	13.2

第 9 章 中小企業者に対する貸付

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和 46 年度から、公害防止施設整備に対する貸付を行っている。

表 104 鳥取県公害防止資金貸付制度（昭和 55 年度）

貸付対象	中小企業者または事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	2,000 万円以内、事業協同組合については 3,000 万円以内
貸付利率	年 6.9% 以内（保証付の場合年 6.6% 以内）
返済方法	7 年以内（1 年以内の据置を含む。）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和 46 年以降の貸付実績は、下表のとおりである。

表 105 公害防止資金貸付実績

年 度	貸 付 件 数	貸 付 金 額
47	10 件	3,985 万円
48	10	6,798
49	4	6,450
50	8	5,655
51	7	7,900
52	7	10,000
53	8	8,177
54	11	15,288
55	5	7,380

表 106 施設別貸付実績

年 度	施設別 貸付実績		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額
47	8 件	2,435 万円	1 件	1 万円	2 件	1,550 万円
48	7	5,458	3	1,340	—	—
49	2	3,000	2	3,450	—	—
50	6	4,505	2	1,150	—	—
51	6	5,900	—	—	1	2,000
52	7	10,000	—	—	—	—
53	6	7,599	2	578	—	—
54	11	15,288	—	—	—	—
55	5	7,380	—	—	—	—

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付

表 107 中小企業設備近代化資金貸付実績

年度	件数	金額	対象施設
47	9件	2023万円	汚水処理施設 8、騒音防止施設 1
48	1	222	〃
49	—	—	—
50	1	320	汚水処理施設
51	2	1436	〃
52	1	223	〃
53	4	2,045	〃 3、その他 1
54	4	2,750	〃
55	2	1,441	〃

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付

表 108 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

(産業公害防止貸付)

(公害貸付)

年度	制度 貸付実績	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件数	金額	件数	金額
47		8件	11,250万円	8件	2120万円
48		4	1,800	5	1,880
49		8	14,480	1	300
50		4	14,300	2	360
51		9	15,350	1	90
52		4	8,400	1	600
53		8	36,100	2	370
54		2	22,000	1	160
55		2	5,000	7	4,050

(4) 公害防止事業団貸付

表 109 公害防止事業団貸付実績

年度	件数	金額	対象施設
53	1	1,800万円	廃棄物処理施設
54	1	12,000	汚水処理施設
55	2	9,900	産業廃棄物処理施設 (6900万) 汚水処理施設 (3000万)

第10章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選出し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

- (1) 昭和55年度における本県の公害苦情受理状況は、173件であり、昭和54年度171件に比べて2件増加している。
- (2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

年度 公害の種類	47	48	49	50	51	52	53	54	55
大 気 汚 染	32	22	33	41	26	16	24	11	3
水 質 汚 濁	92	107	61	54	38	37	59	44	34
騒 音	40	48	56	39	42	36	35	37	36
振 動	—	4	3	6	6	1	5	3	7
悪 臭	82	109	81	37	33	35	40	32	17
土 壌 汚 染	1	3	3	1	3	—	—	—	—
そ の 他	40	37	36	29	32	45	34	44	76
計	287	330	273	207	180	170	197	171	173

公害の種類別苦情は、昭和55年度受理件数中では、水質汚濁34件（20％）騒音36件（21％）、悪臭17件（10％）大気汚染3件（2％）振動7件（4％）その他76件（43％）となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市71件（前年度39件）を最高に、鳥取38件（前年度52件）、倉吉市19件（前年度32件） 東伯町9件（前年度8件） 赤碓町5件（前年度2件）の順となっている。

2 公害苦情の処理状況

昭和55年度における公害苦情件数173件中解決したものの163件で、解決率は94%となっている。昭和55年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

公害の種類 \ 区分	受理件数 A	解決件数 B	解決率 $(\frac{B}{A} \times 100) \%$
大気汚染	3	3	100
水質汚濁	34	30	88
騒音	36	35	97
振動	7	6	86
悪臭	17	15	88
その他	76	74	97
計	173	163	94

3 公害の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業36件（21%）、畜産業25件（14%）、商店飲食店23件（13%）、家庭10件（6%） 建築土木工事22件（13%） その他57件（33%）となっている。

種類 \ 発生源	製造業	建築土木工事	交通機関	畜産業	家庭	商店飲食店	その他	計
大気汚染	2	—	—	—	—	—	1	3
水質汚濁	7	1	—	17	3	1	5	34
騒音	5	3	—	—	—	20	8	36
振動	—	4	—	—	—	—	3	7
悪臭	3	—	—	6	—	—	8	17
その他	19	14	—	2	7	2	32	76
計	36	22	—	25	10	23	57	173

S 5 5 年度公害苦情件数

市町村名	区 分	新 規	繰 越	合 計	処 理 (解 決)	翌 年 繰 越	合 計	
鳥 取 市		38	5	43	41	2	43	
米 子 市		71	4	75	72	2	74	他へ移送 1
倉 吉 市		19	1	20	19	1	20	
境 港 市		1		1	1		1	
岩 美 郡								
国 府 町			1	1		1	1	
岩 美 町								
福 部 村								
八 頭 郡								
郡 家 町		3		3	3		3	
船 岡 町			1	1		1	1	
河 原 町		2		2	2		2	
八 東 町								
若 桜 町								
用 瀬 町								
佐 治 村		1		1	1		1	
智 頭 町		4		4	4		4	
気 高 郡								
気 高 町								
鹿 野 町								
青 谷 町		2		2		2	2	
東 伯 郡								
羽 合 町			1	1	1		1	
泊 村								
東 郷 町								
三 朝 町			1	1		1	1	
関 金 町								
北 条 町		4		4	2	2	4	
大 栄 町		2		2	1	2	3	警察からの移送 1
東 伯 町		9		9	8		8	他へ移送 1
赤 碓 町		5		5	4	1	5	
西 伯 郡								
西 伯 町		1		1	1		1	
会 見 町								
岸 本 町								
日 吉 津 村			3	3	1	2	3	
淀 江 町			1	1		1	1	
大 山 町								
名 和 町		4		4	4		4	
中 山 町		1		1	1		1	
日 野 郡								
日 南 町								
日 野 町								
江 府 町		2		2	2		2	
溝 口 町								
県 計		173	18	191	170	20	190	

公害の種類別件数（新規）

区分 市町村名	大 気	水 質	土 壌	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合 計
	鳥 取 市	2	7		17	2	6	34	4
米 子 市		1		10	3	1	15	56	71
倉 吉 市	1	6		3	1	6	17	2	19
境 港 市				1			1		1
岩 美 郡									
国 府 町									
岩 美 町									
福 部 村									
八 頭 郡									
郡 家 町		2				1	3		3
船 岡 町									
河 原 町		1					1	1	2
八 東 町									
若 桜 町									
用 瀬 町									
佐 治 村				1			1		1
智 頭 町				1			1	3	4
気 高 郡									
気 高 町									
鹿 野 町									
青 谷 町		1			1		2		2
東 伯 郡									
羽 合 町									
泊 村									
東 郷 町									
三 朝 町									
関 金 町									
北 条 町		2					2	2	4
大 栄 町		1		1			2		2
東 伯 町		7		1		1	9		9
赤 崎 町		2		1		2	5		5
西 伯 郡									
西 伯 町		1					1		1
会 見 町									
岸 本 町									
日 吉 津 村									
淀 江 町									
大 山 町		2					2	2	4
名 和 町		1					1		1
中 山 町									
日 野 郡									
日 南 町									
日 野 町									
江 府 町								2	2
溝 口 町									
県 計	3	34		36	7	17	97	76	173

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者等を選任しなければならない工場数は44工場である

表110 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種					
⑱ 食 料 品 製 造 業	5	2 (2)				5 (5)									
⑲ た ば こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)									
⑳ 織 維 工 業	2		1 (1)			1									
㉒ 木 材、木 製 品 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)									
㉔ パ ー ル プ、紙、紙 工 品 製 造 業	2	2 (2)	1 (1)				1			(1)	1 (1)				1 (1)
㉗ 石 油、石 炭 製 品 製 造 業	6	1 (1)	1 (1)			5 (4)									
⑳ 窯 業、土 石 製 品 製 造 業	14	5 (5)				1 (1)						13 (11)			
㉑ 鉄 鋼 業	2	2 (1)			2 (1)	(1)									
㉓ 金 属 製 品 製 造 業	5						1 (2)	4 (2)			(1)				
㉔ 一 般 機 械 器 具 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)					1 (1)		1		
㉕ 電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	2 (2)				1 (1)		2 (2)							
㉗ ガ ス 業	1					1									
計	44	19 (18)	3 (3)		2 (1)	19 (17)	2 (2)	6 (6)	(1)	1 (2)	1 (1)	13 (11)	1		1 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 () は、代理者の数である。

第4部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県・市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

昭和55年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和55年10月1日～10月31日

(2) 運動内容

① 広報活動

ポスター500枚作成し保健所、市町村に配布し、併せて市町村広報紙に運動の主旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

② 知事表彰

地域環境美化に功績のあった個人、団体に対し知事表彰を行った。

③ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川、湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

④ 不法投棄の監視指導

市町村、保健所により、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

⑤ ごみ容器、立札の設置

今共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した。

⑥ 各種会合

美化意識の高揚を図るための会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開しようとするものであるが、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため各種の行事を行っているが、昭和55年度の実施状況は表111に示すとおりである。

表 111 昭和55年度環境週間行事実施状況一覽表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考												
環境週間ポスターの掲示	県 市町村	—	環境庁ポスター700枚を市町村、保健所、土木出張所等に配布														
市町村広報	市町村	—	有線放送11市町村で延21回放送 広報車5市町村で延8回巡回 広報紙14市町村で延14回配布														
懸垂幕、横断幕の掲示 研修会	県 市町村	観光協会 市町村	期間中3市町村で掲示 6月19日(休)鳥取県職員会館で県、市町村の公害担当職員を対象とした公害問題に関する研修を実施した	53名参加													
記念集会	市町村	—	環境保全関係団体による環境問題に対する意見交換を実施した	3市町村で107名参加													
事業場水質調査	県		県下の水質汚濁防止法の55特定事業場に対し水質調査を行った														
環境整備調査	市町村	—	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	工場事業場の点検 8市町村で71事業所 不法投棄場所の実態調査 10市町村で29ヶ所を確認 108トノのごみを除去した													
交通公害環境調査	県 市	—	交通ひん繁地区における大気騒音振動の調査を行った	4市16地点で延4日間80回測定(一酸化炭素については4地点で24時間連続自動測定)	調査結果別紙												
整備不良車の監視取締り	県警本部 陸運事務所	県自動車 陸運事務所	整備不良車のいっせい取締り	検査車両数 89台													
				<table border="1"> <tr> <td>処</td> <td>整備命令</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>分</td> <td>整備通告書</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>状</td> <td>警告</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>況</td> <td>計</td> <td>22</td> </tr> </table>	処	整備命令	0	分	整備通告書	0	状	警告	22	況	計	22	
処	整備命令	0															
分	整備通告書	0															
状	警告	22															
況	計	22															
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	県 市町村		海浜、河川、湖沼等公共の場所の清掃を行った	19市町村で64000名参加して清掃した													